

官報

昭和五十八年二月二十二日

第九十八回 衆議院會議録 第八号

昭和五十八年二月二十二日(火曜日)

昭和五十八年二月二十二日
正午 本会議

○本日の会議に付した案件
山本自治大臣の昭和五十八年度地方財政計画に
ついての発言並びに地方税法等の一部を改正
する法律案(内閣提出)及び地方交付税法等の
一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明
及び質疑

午後一時三十三分開議
○議長(福田一君) これより会議を開きます。

國務大臣の発言(昭和五十八年度地方財政
画について)並びに地方税法等の一部を改
正する法律案(内閣提出)及び地方交付税法
等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣
旨説明

○議長(福田一君) この際、昭和五十八年度地方
財政計画についての発言並びに内閣提出、地方税
法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等
の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を
求めます。自治大臣山本幸雄君。

〔國務大臣山本幸雄君登壇〕
○國務大臣(山本幸雄君) 昭和五十八年度の地方
財政計画の概要並びに地方税法等の一部を改正す
る法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法
律案の趣旨について御説明申し上げます。

昭和五十八年度の地方財政につきましては、引
き続き著しい収支不均衡の状態にあることにかん
がみ、おおむね同一の基調により、歳入面に
おきましては、地方税負担の公平化、適正化、受
益者負担の適正化等による収入の確保を図ると
もに、地方交付税の所要額を確保することとし、
歳出面におきましては、経費全般について徹底し
た節減合理化を行うという抑制的基調のもとで、
限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に
徹し、節度ある財政運営を行うことを基本として
おります。

昭和五十八年度の地方財政計画は、このような

考え方を基本として策定しておりますが、以
下、その策定方針について申し上げます。

第一に、地方税負担の現状と地方財政の実情と
を勘案し、地方税負担の公平化、適正化を図るた
め、法人住民税均等割、娯楽施設利用税等の税率
の調整、非課税等特別措置の整理合理化を行う
一方、住民税所得割の非課税措置の存続等を行う
こととしております。

第二に、地方財政の運営に支障が生ずることの
ないよう、昭和五十八年度の地方財源
不足見込み額については、地方交付税の増額と建
設地方債の増発により完全に補てんすることとし
ております。

第三に、抑制的基調のもとにおいても、地域住
民の福祉の確保、住民生活に直結した社会資本の
整備等を図るための諸施策を実施することといた
しております。このため、福祉施策及び教育・文
化振興対策等の推進を図るための財源を充実する
とともに、投資的経費の所要額を確保することと
し、また、過疎地域等に対する財政措置を引き続
き講ずることとしております。

第四に、地方行政運営の合理化と財政秩序の
確立を図るため、定員管理の合理化、一般行政経費
の抑制及び国庫補助負担基準の改善を図るほか、
年度途中における事情の変化に弾力的に対応でき
るよう必要な措置を講ずることといたしてござ
います。

以上の方針のもとに、昭和五十八年度の地方財
政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模
は四十七兆四千八百六十億円となり、前年度に対
し四千三百十八億円、〇・九％の増加となっております。

次に、地方税法等の一部を改正する法律案につ
いて、その趣旨を御説明申し上げます。

明年度の地方税制の改正に当たりましては、地
方税負担の現状及び地方財政の実情にかんがみ、
その負担の公平適正化を図るとともに、住民負担
の軽減合理化を図ることを基本としております。

以下、その概要について御説明申し上げます。
第一に、地方税法の改正であります。

る物価水準等の推移、地域社会との受益関係等を
勘案して税率の調整を行うとともに、娯楽施設利
用税等についても、所得、物価水準の推移等を考
慮して税率の調整を行うこととしております。

また、固定資産税等に係る非課税等の特別措置
については所要の整理合理化を行うこととしてお
ります。

次に、個人住民税について、低所得者層の税負
担に配慮するため、引き続き昭和五十八年度にお
いても所得割の非課税措置を継続することとして
おります。

また、在宅における特別障害者の介護等に配慮
するため、同居の特別障害者に係る配偶者控除及
び扶養控除の特例を設けることとしております。

さらに、料理飲食等消費税について、住民負担
の軽減を図るため、旅館における宿泊及びこれに
伴う飲食に係る基礎控除額を引き上げることとし
ております。

第二に、国有資産等所在市町村交付金及び納付
金に関する法律の改正であります。日本国有鉄
道の納付する市町村納付金の軽減を図るため、そ
の算定標準額に係る特例措置を改めることとして
おります。

そのほか、所要の規定の整備を図ることとい
しております。

これらの改正により、明年度におきましては、
三百七億円の増収となる見込みであります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案
について、その趣旨を御説明申し上げます。

第一に、昭和五十八年度分の地方交付税の総額
は、現行の法定額に特例加算することとした千
百三十五億円、臨時地方特例交付金二十億円及び借
入金一兆八千九百五十七億五千万円の合算額を加
算した額から昭和五十七年度分の利子の引当額を
整理基金特別会計に繰り入れられる金額のうち三
千四百四十六億円を減額することとしました結
果、八兆八千六百八十五億円となり、前年度当初
に対し、四千六百十五億円、四・九％の減となっ
ております。

なお、借入金一兆八千九百五十七億五千万円に
ついては、昭和六十四年度から昭和七十三年度ま

での各年度に分割して償還することとし、そのうち二千八十四億円についてはその十分の十に相当する額、それ以外の額についてはその二分の一に相当する額を臨時交付金として当該各償還年度の地方交付税の総額に加算することとしたしております。

また、昭和五十八年度の普通交付税の算定については、老人保健制度の実施に要する経費、障害者福祉等福祉施策に要する経費、教職員定数の改善及び私学助成等教育施策に要する経費、公園、清掃施設、市町村道、下水道等の公共施設の維持管理に要する経費等の財源を措置し、あわせて投資的経費については地方債償還後の所要経費の財源を措置するため単位費用の改定等を行うほか、法人関係税等に係る基準税額の精算を三年度以内に行うこととしております。

第二に、交通安全対策特別交付金については、これが地方団体の普遍的な財源であり、かつ、その額も地方団体間の財源調整上無視し得ないものとなってきたこと等の事情にかんがみ、これを基準財政収入額に算入することとするともに、同交付金の経理を交付税及び譲与税配付金特別会計において別勘定を設けて行うこととし、あわせて、同交付金の額及び使途等について所要の改正を行うこととしております。

以上が、昭和五十八年度の地方財政計画の概要並びに地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

国務大臣の発言(昭和五十八年度地方財政計画について)並びに地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(福田一君) ただいまの地方財政計画についての発言及び二法律案の趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。加藤万吉君。

〔加藤万吉君登壇〕

○加藤万吉君 私、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました昭和五十八年度地方財政計画並びに地方交付税法等の一部を改正する法律案及び地方税法等の一部を改正する法律案について、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

総理、昭和五十六年度及び五十七年度と続いためちやくち々な政府の経済見通しの誤りは、租税収入の見積もりにも巨額な歳入欠陥を生じ、曲がりなりにも国民の目をごまかし続けてきた五十九年度赤字国債ゼロの財政政策は一片のほごとなり、その結果、鈴木内閣は、夜逃げ同然の退陣となつたのであります。

私は、五十八年度国家予算及び地方財政計画を見るに、新たに登場した中曾根内閣もまた、国のこの誤つた責任を国民と地方に押しつけ、新たな負担と徹底した財政削減による国民生活へのしわ寄せを行つていくことに強い抗議をしなければならぬと思つております。(拍手)

総理、いまや地方団体は、地方債残高、交付税借入金、元利償還負担額等を加えると、五十八年度末、実に五十七兆二千億の巨額な債務を強いられることになるのであります。返済による財政の硬直化、その危機は独自の地域づくりを放棄せざるを得ない状況に立ち至つているのであります。ますます拡大する借金はいつまで続くのでございませう。

また国の財政計画に明確な見通しを提示し得ないあなたではあります、この際、危機的状況にある地方財政についてどのようなお考えをお持ち合せてですか、また、その脱出の時期や具体的な展望についてお答えをいただきたいと思つております。

政府は、常に、国が借金をしているとき地方が応分の負担をするのは当然という財政一体論や車の両輪論を述べておられますが、国の財政垂直型の政策と、政府の前輪駆動型の財政指導の強化こそが今日の地方財政を危機に陥れているのではありませぬか。

現に、わが党は、五十七年度つじつま合わせの国の税収見積もりが地方に及ぼす影響とその危険を指摘をし、反省を求めたのであります、政府はこれを強行し、結果は地方交付税一兆六千九百

億円余、地方税一兆二千億円の減収となり、この財源不足は本来国が交付税法にのっとり保障すべきにもかかわらず、全額借入金によつて穴埋めをし、借入金の拡大に拍車をかけたではありませぬか。

この際、地方団体への大幅な事務、権限の移譲を図るとともに、これに見合う財源の移譲、自主財源たる地方税の増強、形骸化しつつある交付税制度の抜本的な見直しと、その財源保障機能を強めることによつて、地方財政自律の中で地方財政立て直しの道を求めるべきだと思つておりますが、総理の所見をお聞きをいたしたいと思います。

さて、今回の地方財政計画によれば、歳出規模四十七兆四千八百億円に対し、地方財源不足額は史上三番目の二兆九千九百億円、加えて、従来国が負担をしておりました交付税特別会計の借入金の利子二分の一の負担に加え、三兆三千三百四十六億円となり、またまた交付税借入金拡大と地方債の増発となつたのであります。

特に、今回の財源不足は、従来の投資的経費の拡大を伸ばす傍ら、全体の歳出を大きく伸ばした結果として不足額を生じたのではなく、徹底した節減合理化、歳出を抑えた結果としての不足額であります。

国税三税における地方交付税額は、前年度比二・九割の減に加えて、五十六年度八千五百億円が減額精算をされ、この交付税の落ち込みが、新しい政策はもちろぬ、地方単独事業の落ち込みを招いているのであります。過去の財源不足とは全く異なるものであることに注意を喚起する必要があります、この財政構造はここ当分の間推移するものと見なければなりません。

私は、この面からも、政府の公共投資を中心とする経済見直しにかけりを与えるものとして、政府の経済指標の見直し全体に赤信号を抱かざるを得ないのであります。経済指標の達成について、地方財政との関係で大蔵大臣の見解を承りたいと思つております。

さらに、今回の地方財政計画は、借金財政の押しつけだけでなく、本来国が負担をすべき支出まで肩がわりをするという国と地方の財政構造の

根本にかかわる問題を含めていふことではあります。大蔵大臣、大蔵省は一般歳出ゼロの達成のために、地方借入金利子の国から地方への負担変更というからくりをやつたではありませぬか。

わが党は、かねてから不足額は本則の税率の改正によつて埋めるべきであると主張をし、臨時的措置においても国が全額償還することを当然であると要求をいたしました。しかるに政府は、交付税特別会計借入金の元金の二分の一を地方に負担させるとともに、今回はさらに借入金の利子の二分の一、すなわち三千四百四十六億円を地方に肩がわりをするという、従来のルールを踏みにじつた言語道断の処置をとつたのであります。(拍手)

総理、それほどまでに防衛費予算の確保が必要であつたのであります。総理、これは明らかに粉飾予算の最たるものであり、同時に、実質的には交付税率の引き下げではありませぬか。総理の所見をお聞きをいたしたいと思います。

大蔵大臣、この従来の財政上の仕組みの変更は単年度限りでありますか。今後は絶対に行わないと確約ができますか。また、各年度発行される地方債の利子差額交付金にも及ぶのではないかの不安があります、大蔵大臣の見解をお聞きをいたしたいと思います。

地方債は、五十七年度補正に比べて〇・四割減となつておりますが、当初比では実に三・三割増と急騰いたしております。しかも、公債費は四兆七千五百七十四億円であるということから、公債費の比率は地方財政歳出の一・六割というついに二けた台となり、歳入構造の悪化、財政硬直化はますます進み、地方財政は借金の九五割を過去の債務に引き当てるという、まさに自転車操業の観を呈しております。大蔵大臣、これでも地方に財政のゆとりがあるとお思ひですか。

こうした借金依存の高騰も問題ですが、今回政府が講じた地方債計画は、質の点においても地方財政を大きく悪化させるものと言わざるを得ませぬ。これまで政府は、地方債計画の六〇％まで政府資金と民間資金との金利差を利子補給しており

ました、今年これを五〇%に引き下げてお
ります。地方債を高める一方で金利差を六〇%から
五〇%に引き下げるといふことは、絶対に容認を
し得るものではありません。利子補給の割合引き
下げの理由について明らかにしていただきたいと思
います。

自治大臣にお尋ねをいたします。
地方債の質の低下を承知の上で自治省がこうし
た措置を認めたのは、公営企業金融公庫の長年の
懸案であった外債発行を認められたということと
の引きかえではないかと推測をされますが、いか
がでしょうか。

かつて自治省は、公営企業金融公庫の融資対象
を一般会計に拡大しようとして、その結果、臨時
地方道等三事業への融資拡大によって取り引きを
した経過があります。もし外債発行と利子補給の
引き下げが取り引きをされたとしたならば、自治
省の責任はきわめて大きいと言わざるを得ませ
ん。自治大臣の見解を伺いたいと思ひます。

次に、補助負担金を定額交付金に切りかえたこ
とについて、大蔵大臣及び農林水産大臣にお聞き
をいたしたいと思います。

協同農業普及事業負担金の組みかえは、一見、
包括的交付金として地方の財源に柔軟性を持たせ
たかのように見えますが、総額において八十五億
円の減額であり、これは対象補助職員的首切りに
つながるものであります。このような減額交付の
理由は果たして何でありましょうか。その積算の
根拠を明らかにすべきであり、また、交付金への
切りかえによる五十九年度以降の交付金の積算、
特に給与費は何を基礎として計上をされますか。
それとも従来の負担金の積算方法をもって行いま
すか。林業、水産業等、他の負担金から交付金へ
の切りかえを行った交付金を含めてお答えをいた
だきたいと思ひます。

地方税にかかわる非課税措置について自治大臣
にお伺いをいたします。
不公平税制の是正、地方の自主財源強化のため
にも非課税特別措置は洗い直し、見直しをされる
べきであることは、その立場を超えていまや国民
的世論になりつつあります。一体、既存の地方税

昭和五十八年二月二十二日 衆議院会議録第八号

の非課税措置による減収額は五十八年度どのくら
いになりますか。また、今回の改正によってどの
程度整理合理化ができるのでしょうか、お聞きを
いたしたいと思います。

ところで、五十七年度における減収額は五千三
百億円であります。わが党は、個人住民税につ
いて課税最低限を現行の非課税限度額まで引き上
げることを主張しております。それには約三千五
百億円の財源が必要となりますが、国の租税
特別措置の地方税へのはね返りや地方税の非課税
措置を廃止すれば十分減収できるではありません
か。

この際、大蔵大臣は、与野党間の折衝結果を待
つまでもなく、所得税減税の見直しを明らかにす
べきであり、(拍手)自治大臣においても、個人住
民税の減税についてその見解を示すべきだと考え
ますが、いかがでしょうか。(拍手)

最後に、総理、私は地方行政制度の重要課題
について質問をしてみました。総理は、外交
並びに防衛問題ではタカ派的論調の要素を持つて
きわめて歯切れのよい答弁を行いますが、経済、
財政の問題では常にはいまいことし、地方の時
代や地方自治については一片の音色すら聞くこと
ができない中央集権指向性の強い方です。その性
格は、やがて国家から地方に至るまであらゆる媒
介手段を動員し、権力によって強度の管理社会
を生み出す不安を国民に与えています。

いまやわが国産業もハードからソフトの時代で
す。世界もまた軍拡から軍縮の時代に進みつつあ
ります。市民の生活の拠点、地方において、自己
の存在を自覚し、参加し、行動を通して社会シス
テムの転換を図ろうとする民主主義が高揚してい
るとき、この時代に対して総理は地域民主主義を
どのようにお思いでございますでしょうか。その御見
解をお聞きをし、私の質問を終わらせていただき
ます。(拍手)

内閣総理大臣(中曾根康弘君登壇)
○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 加藤議員の御質
問にお答えをいたします。

最初の御質問は、五十七兆に及ぶこの大きな借
金財政をいかにするかという御質問でございます。

地方財政は、国の財政と同様に景気の停滞等に
よりまして税収の伸び悩み、公債、借入金残高の
累増等により非常に危機的な状況にあることはま
ことに遺憾でございます。今後、国と同一の基調
に立ちまして、行政の守備範囲の見直しや歳出
の節減合理化等を厳しく行っていくべき、国と地
方との間の事務配分や財源配分、費用負担のあり
方等についても幅広く検討いたしました。地方財
政の収支均衡に取り組むことが必要であり、中央
といたしまして、そういう考えで進んでまいり
たいと思っております。

次に、自主財源をさらに強化すべきではないか
という御質問でございます。

国、地方を通ずる行政改革の理想、目標を、地方、国と
もに相提携して進んでまいりたいと思っております
が、地方財政の再建に資するために、行政事務
の徹底的な見直し、あるいは機能の再配分等を含
めまして、国、地方の関係のあり方について検討
する必要があると考えております。

これにあわせまして、財源配分や費用負担のあ
り方につきましても検討が必要でございますが、
御指摘の交付税制度の見直し等の問題は、国、地
方の財源配分等の根幹をなす問題でございます。ま
して、これは慎重に扱う必要があると考えておりま
す。

次に、地方交付税借入金利子の二分の一地方負
担の問題でございますが、交付税特別会計借入金
利子につきましては、従来、毎年度の予算措置に
よりまして国の一般会計が繰り入れを行ってきた
ところでございます。しかし、昭和五十八年度に
おきましては、国の財政がきわめて厳しい状況に
あることにかんがみまして、交付税特別会計にお
いてその一部を御負担願うことにはいたしましたも
のでございます。

なお、昭和五十八年度の地方財政につきましても
は、歳出の節減合理化を図ることとする一方、国
におきましても、あるいは起債やあるいは運用部
資金の流用等を行って、その円滑な運営に支
障を生ずることのないように措置を講じておると
思っております。

ところでございます。

次に、地方の時代に対する所信いかんというこ
とでございますが、私はかねてから、民主主義政
治は地方政治の健全な発達の上からできると考え
ております。そのためには、地方の特性に基づい
た豊かな経済、生活、文化を地方において自主的
に築いていく必要があると思ひます。そのために
は、過度の中央集権を排撃いたしまして、地方の
主体性を保ちながら地域の振興に取り組み、そし
て地方自治の一層の充実を図ることが必要である
と確信しております。次策でございます。(拍手)

○国務大臣(竹下登君) 私に対する御質問、まず
第一に、いわゆる地方財政等からくる政府の経済
成長見直しについての御意見を交えた御質問であ
ります。

五十八年度の地方財政計画におきましては、厳
しい財政事情のもとにありまして、地方単独事業
について前年度同額の約八兆六千億円、これを確
保いたしますとともに、そのための所要の財源措
置を講じております。五十八年度の経済見直しに
つきましては、こうした地方単独事業の規模をも
踏まえながら策定してまいりましたのであります。

政府は、物価の安定を基礎として、国内民間
需要を中心とした景気の着実な拡大を実現して、
雇用の安定を図ることを五十八年度の経済運営の
基本的態度といたしております。したがって、こ
のため、引き続き適切かつ機動的な経済運営に努
めることとしておりますが、これらの結果、五十
八年度の実質成長率は三・四％程度と見込まれて
おるわけであります。

なお、五十八年度税収につきましては、政府経
済見直しにおける諸指標とかあるいは課税実績等
を基礎として、個別税目ごとに積み上げて見積も
りを行ったというところであります。

それから、次に、総理からもお答えがございま
す。たいわゆる地方交付税借入金等に対する利子負担
の問題についてでございます。
この問題を総理からお答えがございましたが、
なかなんづく、五十九年度以降の取り扱いについて
の御意見を交えた御質問でありました。五十九年

昭和五十八年度地方財政計画についての発言及び地方税法等の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する加藤芳吉君の質疑

昭和五十八年二月二十二日 衆議院会議録第八号

昭和五十八年度地方財政計画についての発言及び地方税法等の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する加藤芳吉君の質疑

一三四

度以降の取り扱ひにつきましては、今後、毎年度予算編成の過程において、国の財政状況及び地方の財政状況等を総合勘案をいたしまして、地方財政政策の一環としてこれを決めていくということになるわけでありませう。

しかし、いずれにいたしましても、国民経済のもとにおきます公経済の主体としてのいわば車の両輪、これが地方と国であるという意味におきまして、地方財政が円滑に運営されるよう対処してまいり、これを基本的に考えていくつもりであります。それから、地方債計画の問題についてでございます。

現在の国の財政状況は、これは申すまでもなく巨額の特例公債を発行するという厳しい状況にあります。五十八年度の地方財政においても三兆円を超える財源不足が見込まれております。そのため、財源対策の一環として交付税増加措置を講ずることとして、そのため五十七年度には講じなかつた地方債の金利負担軽減のための臨時地方特例交付金を一般会計に計上する、こういうことになりました。

そうした、利差補給の対象についてでございますが、五十八年度において地方債計画の五〇％、約三兆八千億円の地方債について、実質的に政府資金金利となるような利差補給額を臨時地方特例交付金として措置することといたしまして、五十六年度以前のような六〇％にしかあつたが、それはすでに五十八年度地方債計画の政府資金比率が四〇％を超えて相当程度の政府資金を確保しておるといふこと、そしてまた、公営公庫資金を含めた政府・公庫資金引き受け比率では、おおむね四十年代と同じく六〇％程度となつておること、及びその他国の財政はきわめて厳しい状況に直面していること等を総合的に勘案いたして行った措置でございます。

それから次に、いわゆる地方財政構造に対する認識でございます。五十年以降の地方財政の財源不足に対しましては、これは地方交付税の増加措置を図る一方、いわゆる財源対策としての建設地方債を増発し

たため、依然巨額の特例公債を発行し続けている国ほどではないにしても、地方財政においても、歳入に占める公債の割合及び歳出に占める公債費の割合が高まってきたことは御指摘のとおりであります。したがって、今後、国と同様、早急にも健全化を図るために、地方団体におかれても国と同一の基調に立って、行財政の守備範囲の見直し、あるいは歳出の節減合理化、これを厳しく行つていく必要があるというふうに認識をいたしております。

それから、いわゆる農業改良普及員の補助負担金の問題でございます。臨調答申の趣旨を踏まえまして、普及事業につきましては、地方団体の自主性の発揮の促進と事業の効率性、弾力的な運営を図ります見地から、五十八年度より、従来の個別経費の積み上げによる定率補助金方式を改めまして、標準、定額による交付金として交付する方式を導入することといたしております。この算定に当たりましては、標準、定額による交付金の趣旨を踏まえ、普及職員

の設置、普及所の運営等の事業の基礎的な経費につき、事業の円滑かつ適切な運営が図られるように所要額を見込んだものでございます。そして次は、所得税減税に対する考え方についての御意見を交えた御質疑でございます。この場所でお答えをいたしております。この御意見等によりまして所得税負担が上昇しておりますとして、減税を望む声が大変強い、このことは十分承知いたしております。しかし、いま御審議をいただいております五十八年度予算におきましては、厳しい歳出の抑制をいろいろいたしまして、そして、この歳取による歳出のカバー率は、まだ今日六四・一％と見込まれて、依然として低い水準にありませう。そしてまた、個人所得に対する所得負担の割合は、昭和五十六年度四・九％と、国際的に見れば低い水準にある。以上のような点から、税制調査会も、五十八年度税制改正の答申において、所得税の見直しを行うことは財政状況等から見て見合はせざるを得ないとの意見が大勢を占めたとされております。しかしながら、こ

の問題につきましては、税制調査会答申が指摘をしておりますように、五十九年度以降でできるだけの機会に税制全体の見直しを行う中で所得税の課税最低限や税率構造等について抜本的な検討を行う必要がある、このように御指摘を受けておるところでございます。

しかし、今日与野党の間でそれぞれ協議がなされておるといふ状態のもとにおきましては、その中身について言及することは適当でなからうと思ひますが、その合意が得られればこれを尊重していくということとは、これは当然のこととございませう。

〔国務大臣山本幸雄君登壇〕

○国務大臣(山本幸雄君) ます、交付税特別会計借入金利子の負担問題について、昭和五十八年度分の交付税特別会計借入金利子につきましても、五十八年度の国の財政事情を勘案して厳しい事情にあるのかんがみまして、借入金元金償還の国、地方の負担割合に応じて、それぞれ国の一般会計、地方の交付税特別会計が負担することとした。しかしながらこれは、昭和五十九年度以降の利子負担のあり方につきましても、政府としてはその方針を固めるには至っておりません。したがって、この問題については、昭和五十九年度以降の地方財政対策を通じて結論を得ていかなければならない問題であると、かように考えております。

また、地方債の利子差額の交付金はこれとは全く別の問題であると考へております。次に、五十八年度発行の地方債の利子差額についての交付金の問題についてお答えをいたします。これについては、地方債計画総額の五〇％相当額まで利率が政府資金並みになるよう措置したところでございますが、これは、従来にも増して国の財政が厳しいということ、また財源不足の中の政府資金総額が前年度よりも減少をするという厳しい原資の事情にあることなどを考慮したものでありまして、やむを得ないところであると考へます。

なお、取引をしたのではないかと御説でございますが、公営企業金融公庫の外債発行とは全く別個の問題でございます。次に、地方税における非課税等特別措置についてお答えをいたします。地方税の非課税等特別措置による五十八年度の減収見込み額につきましては、現在、計数整理中でございますが、おおむね四千八百億円程度と見込まれ、これが国の租税特別措置による影響分を加えますと、減収額は約五千四百億円程度になるものと見込まれます。

また、五十八年度地方税制改正におきましては、不動産取得税及び固定資産税の課税標準の特例措置等について、二十二件の廃止または縮減を行うことといたしております。これらの非課税等特別措置の整理合理化による増収額はわずかながら見込めるところでございます。

次に、住民税減税についてお答えをいたします。これは、ただいま大蔵大臣からもお話があつたところでございますが、まず、地方税における非課税等特別措置につきましては、従来からこれが既得権にならないよう、また、慢性化しないようというところに努力をし、個々の政策的な税負担の公平の原則との調和というものを考へながら、その整理合理化を鋭意やってきましたところでありまして、明年度の税制改正に当たつても実態に応じた見直しを行つていくところでございます。

しかしながら、非課税等特別措置の中には、これは貯蓄の奨励であるとか、あるいは住宅取得を促進するための措置であるとか、あるいは中小企業関係税制といったようなもの、政策推進の見地から見ましても、地方税といたしましてもなお存続をさせるべきものと考へられるものも多々ございます。また、国の租税特別措置の中には、課税技術上も地方税への影響を遮断するということが大変困難なものがございませう。したがって、現行の非課税等の特別措置を一挙に廃止するということとは困難である、これを住民税の減収財源として考へるのにはむづかしいものであるということとございまして、御理解を賜りたいと存じます。

次に、住民税の減税の問題につきましては、国税につきましてもただいま大蔵大臣からもお話が

ございましたが、昭和五十八年度においては、税制調査会の答申においても述べられておりますように、現下の地方財政の厳しい状況等にかんがみ、住民減税を見合わせざるを得ないこととされたところであります。まことにやむを得ないものであると考えております。

なお、税制調査会の答申につきましては、「昭和五十九年度以降できるだけ早期に、税制全体の見直しを行う」という中で、課税最低限等について抜本的な検討を行う必要があるという御指摘を受けておるところでございますので、今後検討をしてまいります所存でございます。(拍手)

○国務大臣(金子岩三君) 答へいたします。

農業改良普及事業については、五十八年度予算において、都道府県の自主性を發揮するとともに、事業の効率的、弾力的運営を図る見地から、これまでの個別経費の積み上げによる定率負担金から標準の、個別による交付金に変更することとしたものであります。

交付金の算定については、普及職員の設置、普及所の運営等の基礎的な経費を見込んでいたものであります。

○議長(福田一君) 草野威君。

〔草野威君登壇〕

○草野威君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま趣旨説明のありました昭和五十八年度地方財政計画、地方交付税法等の一部を改正する法律案並びに地方税法等の一部を改正する法律案につきまして、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

まず初めに、地方財政計画についてお伺いをいたします。

昭和五十八年度の地方財政計画の規模は四十七兆四千八百六十億円で、五十七年度に比べ、わずかに四十三億億、伸び率で〇・九％の増と、過去最低だった昭和三十年年度の一・六％をも下回る超緊縮型の計画となっております。

また財政計画の内容も、五十八年度の財源不足が二兆九千九百億四角に達するため、交付税特別会計の借入れと地方債の増発という、従来と全く同様、借金による補てんがなされておられ、このため地方債は、これまでの最高である五兆円にも及んでおられるのであります。今回の財政計画は、これまで最高の財源不足を生じた五十四年当時よりも、より一層深刻な状況と言わざるを得ないのであります。

というのは、五十四年度は、投資的経費を中心に歳出を削り、このため、一般歳出は史上初のマイナス成長となつておられるのであります。このように、歳出を切り詰めてもなお膨大な借金を抱えている地方財政の今後は、楽観できる要素は何一つなく、さらに深刻さを深めているのではないかと憂慮するものであります。

総理は、このような事態をどう受けとめておられるのか、また、この地方財政の現状をどのように改革されようとしておられるのか、御見解をいかと承りたいのであります。

次に、地方交付税についてお伺いしたいのであります。

今日の地方財政の借金は、地方債、交付税会計を合わせると、五十八年度末で五十七兆円にも達し、五十八年度の地方財政計画の規模四十七兆円をすでに上回っているのであります。このような地方財政の現状を改革するためには、今回の交付税会計の借金を削減する利子負担の地方転嫁は絶対に行うべきではないと思っておりますが、これについての見解を求めたいのであります。

また、五十年以降財源不足が九年も続いております。この補てん措置としては、本来のあり方に戻って交付税率の引き上げを行うべきであると考えておりますが、御見解を伺いたいと思っております。

次に、財政の確立と税収の確保を図るための基礎である経済の動向について伺いたいと思っております。

五十七年度経済は、当初見込みを大幅に下回る経済の著しい停滞を来し、当初見込みの実質成長率五・二％を下方修正せざるを得なくなり、このため税収においても、国税で約六兆円、地方税で一兆二千億円の減収を余儀なくされたのであります。これに対して、五十八年度の経済成長は、実質三・四％と見込んでおられますが、まず、この成長率は果たして達成できるかどうか、その根拠についてお伺いしたいのであります。

また、三・四％成長のうち、二・一％は個人消費の伸びに置いておられますが、所得税、住民税の減税見送り、人動凍結による賃金・物価スライドの停止などから、個人消費の伸びも期待できないのが実情であります。

今日の地方財政の借金は、地方債、交付税会計を合わせると、五十八年度末で五十七兆円にも達し、五十八年度の地方財政計画の規模四十七兆円をすでに上回っているのであります。このような地方財政の現状を改革するためには、今回の交付税会計の借金を削減する利子負担の地方転嫁は絶対に行うべきではないと思っておりますが、これについての見解を求めたいのであります。

また、五十年以降財源不足が九年も続いております。この補てん措置としては、本来のあり方に戻って交付税率の引き上げを行うべきであると考えておりますが、御見解を伺いたいと思っております。

次に、財政の確立と税収の確保を図るための基礎である経済の動向について伺いたいと思っております。

五十七年度経済は、当初見込みを大幅に下回る経済の著しい停滞を来し、当初見込みの実質成長率五・二％を下方修正せざるを得なくなり、このため税収においても、国税で約六兆円、地方税で一兆二千億円の減収を余儀なくされたのであります。これに対して、五十八年度の経済成長は、実質三・四％と見込んでおられますが、まず、この成長率は果たして達成できるかどうか、その根拠についてお伺いしたいのであります。

また、三・四％成長のうち、二・一％は個人消費の伸びに置いておられますが、所得税、住民税の減税見送り、人動凍結による賃金・物価スライドの停止などから、個人消費の伸びも期待できないのが実情であります。

あり方に対しは全く触れられておらず、軽視して
いるのではないかと危惧の念すら覚えるものであ
りませんが、総理はどのような姿勢で地方自治に取
り組んでおられるのか、地方自治に対する御所見
をしっかりと伺いたいのではありません。

さて、現在の補助金総額十五兆円のうち、その
八〇％に当たる十二兆円は地方団体に交付されて
いるのであります。このため、地方公共団体の大
半の事務が補助事業となっており、地方行政の
隅々まで国の介入を許す結果となっております。
五十八年度の補助金整理の状況を見ても、件数で
は減少しておりますが、総額では逆に二千三百億
円ふえていたのが実情であります。補助金制度を
根本的に見直し、補助金の一般財源化を図るなど
地方自治の充実を期するべきでありましたが、この
点についての見解を明らかにしていただきたい。

また、中央集権の象徴とも言うべき機関委任事
務について、臨調答申では二年間に一割程度の整
理をすることとしておりますが、これでは真の改
革にはほど遠いものと言わざるを得ません。した
がって、機関委任事務を廃止するとともに事務、
権限について地方分権を行い、国、地方の行政事
務の抜本的な改革を図るべきであると考えるもの
でございます。これらの点についても見解をお伺
いしたいのでございます。

以上、地方行政の基本的並びに当面する緊急
課題について質問をいたしました。総理並びに
関係大臣の率直な答弁を要求し、質問を終わら
す。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕
○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 草野議員の御質
問にお答えをいたします。

まず、窮乏した地方財政に対する認識と現状を
どう改革するかという御質問でございます。

地方財政は、国の財政と同様に、景気の状態か
ら税収の伸び悩み、公債、借入金残高の累増等に
より、きわめて危機的な状況にあると認識してお
ります。今後、国と同一の基調に立ちまわして、行
財政の守備範囲の見直しあるいは歳出の節減合理
化等を厳しく行うとともに、国と地方との間の事
務配分、財源配分、費用負担のあり方等につきま

して幅広く検討して、地方財政の収支均衡に取り
組むことが必要であると考えております。

次に、地方交付税率を引き上げべきではないか
という御質問でございます。

地方財政構造の健全化を図る必要がございま
すが、この交付税率引き上げの問題は、中央と地方
との財源配分に関する根本的な問題でございま
して、これは慎重に検討する必要があると思っ
ております。

次に、中小企業の投資減税等の問題について御
質問がございました。

今回の中小企業の投資促進のための措置につ
きましては、これは限られた財源の中で精いっぱい
の努力をしてこのような措置をとったものでござ
います。今後ともこのような基本線の上に立ちま
わして、中小企業の対策についてはさらさら
検討してまいりたいと思っております。

一兆円規模の公共事業の追加等の景気対策の御
質問がございました。

五十八年度予算におきましては、厳しい歳出削
減を進める中でも、公共事業費は昨年と横並びと
いう措置をとりました。現在はまだ、昨年の秋
臨時国会で御賛成をいただきました経済対策を遂
行中でございます。今後とも物価の安定を基礎と
し、民間需要を中心とした景気の着実な拡大を
現させるために、機動的な政策運営を行ってま
いりたいと思っております。

人事院勧告凍結の問題でございしますが、
今回は、危機的な財政事情のもとに公務員の皆様
方につきまわしては大変な御迷惑でございしますが、
やむを得ず異例の措置として給与改定の見送りを
行わざるを得なかったでございします。この点は
御了承をぜひともお願いいたしたいと思つて
ございします。

次に、減税の問題について御質問がございま
した。

減税の問題については、われわれの方もやりた
いという熱望を持っておりますが、財源の問題に
ぶつかってしまっている苦勞しておるところで
ございます。何とかいい方法はないかと思つて模索
しておるのが現状でございしますが、与野党間にお

きましても話し合いが進められておりますので、
その話し合いを見守つておるといふ状態でござ
います。

さらに、地方自治の問題について御質問がござ
いました。

地方自治の制度は、民主政治の基盤をなすもの
であると考えております。わが国の地方自治は、
戦後の新地方自治制度の発足以来三十有余年を経
過いたしました。次第に住民の間に理解と協力を
得られまして定着してきておると考えておりま
す。今後とも民主主義の発展のために、この基盤
をなす地方自治の拡充のために、充実のために、
地方自治の本旨にのっとりまして努力してまいり
たいと思つておる次第でございします。

残余の御質問は、関係大臣より御答弁申し上げ
ます。(拍手)

〔国務大臣(山本幸雄君登壇) 交付税特別会計借入金
の利子のことでございしますが、従来、国の一般会
計からの繰り入れによる予算上の措置を講じてき
たところでございしますが、明五十八年度におきま
しては、国の財政全般の厳しい状況にかんがみま
して、地方財政としても、交付税特会においてそ
の一部を負担することとしたわけでございます。

しかしながら、五十八年度の地方団体に對する
財政措置といたしましては、地方財政の円滑な運
営に支障を生ずることのないように、この利子負
担も含めまして、財源不足額を補てんする措置
は講じたつもりでございします。

次に、地方税における非課税等特別措置につ
いてお答えいたします。

地方税における非課税等特別措置につきましては、
先ほどいろいろ御意見がございましたが、
個々の政策目的と税負担の公平の原則というもの
との調和を図らなければならぬという観点に立
ちまわして、既得権化あるいは慢性化ということに
ならないように、常に見直しをする必要があるこ
とは申すまでもありません。明年度の税制改正に
当たりましても、実態に即した見直しを行い、で
きるだけの整理合理化を行うこととしたわけでござ
います。

ただ、現行の特別措置の中には、たとえば貯蓄
の奨励、住宅取得を促進するための措置とかある
いは中小企業関係の税制など、地方税の中におき
ましても政策推進の見地から見てなお存続させる
という必要があるものが多くあります。また、
国の租税特別措置の中には、課税技術上地方税へ
の影響を遮断するということが困難なものがある
ことを、ひとつぜひ御理解を賜りたいと存じま
す。

いずれにいたしましても、税負担の公平確保の
見地から、非課税等特別措置につきまわしては絶
えず見直しを行い、今後ともその整理合理化に努
めてまいれる所存でございします。

次に、補助金制度の見直しの問題についてお答
えをいたします。

国、地方を通ずる行政を簡素合理化し、また
地方の自主性を推進するという目的のために、国
庫補助金等の整理合理化を進めるよう、すでに臨
時行政調査会あるいは地方制度調査会などで提言
されたところでございします。今後引き
続き、これらの提言の考え方を踏まえまして、補
助金等の整理合理化を進める必要があると考えて
おりまして、関係省庁とも協議をしながら、この
推進に努めてまいれる所存であります。

また、地方団体の事務事業として定着をしてお
るものに係る国庫補助金などにつきましては、そ
の事務事業の実施に支障のないよう地方財源の確
保を図りながら一般財源化を図ることが望ましい
ことであると考えており、したがって、この
問題につきましても、関係省庁とも協議の上、そ
の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、機関委任事務についてお尋ねがございま
した。

機関委任事務に関しましては、臨調の第三次答
申を受けまして、昨年の九月二十四日の閣議決定
におきまして、お話しのように、二年間に少なく
とも一割程度の整理合理化を進めるといふこと
と、もう一つは、機関委任事務のあり方に関す
る重要かつ基本的な事項についての調査審議を進
めるために、臨時行政調査会の審議の結果を待っ

て新たな審議機関をつくる、こういうことになつております。

機関委任事務につきましては種々問題もあり、第十七次地方制度調査会の答申においても、この抜本的な再検討が必要であると御指摘も受けておりますが、当面、閣議決定の線に即して極力その整理合理化を進めるとともに、新たな審議機関が設けられるということになっておりますので、それにおいて、これらの答申を踏まえながら、今後、この廃止を含めまして、地方自治の本旨に即した制度のあり方を検討すべきものであると考えておるところでございます。(拍手)

〔國務大臣塩崎潤君登壇〕
○國務大臣(塩崎潤君) 草野議員にお答えいたします。

まず、昭和五十八年度の経済成長率実質三・四％が達成できるかどうかという問題でございます。

この点につきましては、現在の安定した物価のもとで、在庫調整も五十七年度中に円滑に進んでまいりました。一方、わが国経済の今回の低迷の原因となりましたアメリカを初めとする世界経済の回復も見込まれますので、わが国経済は、この程度、つまり三・四％程度の成長率は達成できるものと考えております。

また、人事院勧告の問題につきまして御心配がございましたが、ただいまのところ、国民総生産の過半を占めます個人消費につきましては、特に消費者物価が継続して安定しております上、生産活動の上昇による可処分所得の増大等によって、引き続き今後着実に伸びていくものと見込まれます。

次に、アメリカ経済の問題でございます。本年一月末に発表されました大統領予算教書によりまして、一九八三年は一・四％、それ以降は四％の成長と見込まれておりまして、最近の諸指標や経済界や学界の方々の御発言などからみても、慎重ながらも楽観論が強まりつつある状態と言われておりまして、かなり明るい方向に向かっているものと考えられます。

また、欧州諸国におきましても、八二年下期の

マイナス成長から本年には緩やかながらも回復に転ずるものと期待されております。

このように欧米諸国の景気が今後次第に回復していくものと期待されることから、輸出面等を通じてわが国経済の成長にも相当程度の寄与をするものと考えております。(拍手)

○議長(福田一君) これにて質疑は終了いたしました。

午後二時四十五分散会

出席國務大臣

- 内閣総理大臣 中曾根康弘君
- 大蔵大臣 竹下 登君
- 農林水産大臣 金子 岩三君
- 自治大臣 山本 幸雄君
- 國務大臣 塩崎 潤君
- 自治省財政局長 石原 信雄君
- 自治省税務局長 関根 則之君

出席政府委員

- 明説を省略した議長の報告
- (指名通知)
- 一、去る十八日、本院は、北海道開発審議会委員に衆議院議員川田正則君、同高橋辰夫君、同北村義和君、同池端清一君及び同斎藤実君を指名した旨内閣に通知した。
- (常任委員辞任及び補欠選任)
- 一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

- 辞任
- 鴨田利太郎君
- 丹羽 雄哉君
- 正示啓次郎君
- 村山 達雄君
- 村山 達雄君
- 丹羽 雄哉君
- 補欠
- 正示啓次郎君
- 村山 達雄君
- 鴨田利太郎君
- 丹羽 雄哉君

- 予算委員
- 辞任
- 正示啓次郎君
- 村山 達雄君
- 片岡 清一君
- 中村正三郎君
- 補欠
- 中村正三郎君
- 片岡 清一君
- 村山 達雄君
- 正示啓次郎君

- 議院運営委員
- 辞任
- 近藤 元次君
- 高橋 辰夫君
- 野上 徹君
- 小澤 潔君
- 高村 正彦君
- 平沼 赳夫君
- 補欠
- 小澤 潔君
- 平沼 赳夫君
- 高村 正彦君
- 近藤 元次君
- 野上 徹君
- 高橋 辰夫君

- 農林水産委員
- 一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
- 辞任
- 上草 義輝君
- 小里 貞利君
- 太田 誠一君
- 川田 正則君
- 岸田 文武君
- 田中 龍夫君
- 藤尾 正行君
- 藤本 孝雄君
- 藤本 孝雄君
- 武藤 嘉文君
- 村山 達雄君
- 川田 正則君
- 岸田 文武君
- 補欠
- 田中 龍夫君
- 藤尾 正行君
- 藤本 孝雄君
- 藤本 孝雄君
- 武藤 嘉文君
- 村山 達雄君
- 川田 正則君
- 岸田 文武君

- 予算委員
- 辞任
- 藤尾 正行君
- 藤本 孝雄君
- 武藤 嘉文君
- 村山 達雄君
- 田中 龍夫君
- 藤尾 正行君
- 藤本 孝雄君
- 武藤 嘉文君
- 村山 達雄君
- 補欠
- 玉沢徳一郎君
- 山下 徳夫君
- 植竹 繁雄君
- 津島 雄二君
- 東中 光雄君
- 山崎 拓君
- 武藤 嘉文君
- 藤尾 正行君
- 村山 達雄君
- 田中 龍夫君
- 藤本 孝雄君

- (議案提出)
- 一、去る十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
- 海上衝突予防法の一部を改正する法律案
- 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案
- (議案付託)
- 一、去る十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
- 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)
- 製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)
- 以上二件 大蔵委員会 付託

- 内閣委員
- 辞任
- 池田 行彦君
- 上草 義輝君
- 狩野 明男君
- 亀井 善之君
- 金子 一平君
- 正示啓次郎君
- 藤本 孝雄君
- 武藤 嘉文君
- 補欠
- 藤本 孝雄君
- 武藤 嘉文君
- 金子 一平君
- 正示啓次郎君
- 池田 行彦君
- 上草 義輝君

- 予算委員
- 辞任
- 今井 勇君
- 藤本 孝雄君
- 武藤 嘉文君
- 東中 光雄君
- 金子 一平君
- 正示啓次郎君
- 片岡 清一君
- 津島 雄二君
- 泰道 三八君
- 山崎 拓君
- 山下 徳夫君
- 補欠
- 泰道 三八君
- 山下 徳夫君
- 山崎 拓君
- 三浦 久君
- 津島 雄二君
- 片岡 清一君
- 正示啓次郎君
- 今井 勇君
- 金子 一平君
- 武藤 嘉文君
- 藤本 孝雄君

- 予算委員
- 辞任
- 藤本 孝雄君
- 武藤 嘉文君
- 金子 一平君
- 正示啓次郎君
- 池田 行彦君
- 上草 義輝君
- 補欠
- 藤本 孝雄君
- 武藤 嘉文君
- 金子 一平君
- 正示啓次郎君
- 池田 行彦君
- 上草 義輝君

- 予算委員
- 辞任
- 藤本 孝雄君
- 武藤 嘉文君
- 金子 一平君
- 正示啓次郎君
- 池田 行彦君
- 上草 義輝君
- 補欠
- 藤本 孝雄君
- 武藤 嘉文君
- 金子 一平君
- 正示啓次郎君
- 池田 行彦君
- 上草 義輝君

- 予算委員
- 辞任
- 藤本 孝雄君
- 武藤 嘉文君
- 金子 一平君
- 正示啓次郎君
- 池田 行彦君
- 上草 義輝君
- 補欠
- 藤本 孝雄君
- 武藤 嘉文君
- 金子 一平君
- 正示啓次郎君
- 池田 行彦君
- 上草 義輝君

- 予算委員
- 辞任
- 藤本 孝雄君
- 武藤 嘉文君
- 金子 一平君
- 正示啓次郎君
- 池田 行彦君
- 上草 義輝君
- 補欠
- 藤本 孝雄君
- 武藤 嘉文君
- 金子 一平君
- 正示啓次郎君
- 池田 行彦君
- 上草 義輝君

- 予算委員
- 辞任
- 藤本 孝雄君
- 武藤 嘉文君
- 金子 一平君
- 正示啓次郎君
- 池田 行彦君
- 上草 義輝君
- 補欠
- 藤本 孝雄君
- 武藤 嘉文君
- 金子 一平君
- 正示啓次郎君
- 池田 行彦君
- 上草 義輝君

昭和五十八年二月二十二日 衆議院会議録第八号

昭和五十八年度地方財政計画についての発言及び地方税法等の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する草野威君の質疑 朗説を省略した議長の報告

昭和五十八年二月二十二日 衆議院會議録第八号 朗読を省略した議長の報告

海上衝突予防法の一部を改正する法律案(内閣提出第三一号)

交通安全対策特別委員会 付託

(質問書提出)

一、去る十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

自衛隊沖繩地方連絡部の違法入居に関する質問主意書(瀬長亀次郎君提出)

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号

大蔵省印刷局

電話 東京 五三 四二(大代)

〒105

一定部
一〇円部